

## 八尾市立生涯学習施設予約・案内システム利用者登録要領

### (目的)

第1条 この要領は、八尾市立生涯学習施設予約・案内システム（以下「予約・案内システム」という。）の利用者として登録するに当たって準拠しなければならない基本的な事項を定めるものとする。

### (利用登録者とその要件)

第2条 利用者は、本要領を承認のうえ、八尾市立生涯学習施設予約・案内システムに関する規則（平成17年教育委員会規則第17号。以下「規則」という。）に定める申請手続きを行うものとする。

2 予約・案内システムへ登録できる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 個人登録 ・本市内に在住し、在勤し、又は在学している16歳以上の者
- (2) 団体登録 ・一般団体…本市内に在住し、在勤し、又は在学している者で構成されている団体  
ただし、代表者は、18歳以上の者とする
- ・青年団体…本市内に在住し、在勤し、又は在学している30歳未満の者で構成されている団体  
ただし、代表者は、18歳以上の者とする
- ・少年団体…本市内に在住し、在学している中学生以下の者で構成されている団体  
ただし、代表者は、20歳以上の者とする

3 前項第1号の個人登録は、テニス場設置条例に規定するテニス場、センター条例に規定する音楽室の利用者を対象とし、同項第2号の団体登録は、テニス場を除く規則第2条第1項第2号に規定する生涯学習施設の利用者を対象とする。

4 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、予約・案内システムへ登録できない。

- (1) 登録の目的が、営利を目的とした生涯学習施設の利用のためであるとき
- (2) 登録の目的が、入場料及びこれに類するものを徴収する生涯学習施設の利用のためであるとき
- (3) 18歳未満で、保護者の同意のないとき

### (登録申請)

第3条 生涯学習施設の使用について登録を受けようとするものは、規則第2条第4号に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対し、規則第4条第1項に規定する利用者登録申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請者が登録資格を有するものであると認めるときは、そのものについて規則第3条第1項の登録をするものとする。

3 指定管理者は、申請者を登録者と認定したときは、利用者登録カード（以下「e sカード」という。）を交付するものとする。

4 登録者は、e sカードを受取ったときには、直ちに当該カードの所定欄に署名しなければならない。

5 e sカードは、カードに署名された登録者以外は使用できない。

6 登録者は、e sカードを他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

7 e sカードの使用及び管理に際して登録者が前2項に違反し、e sカードが不正に利用された場合は、登録者は、その違反に起因して生じる利用料金等について支払い責任を負うものとする。

8 登録者は、施設を使用する際に、指定管理者からe sカードの提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

9 e sカードの有効期限（以下、「有効期限」という。）は、登録日から3年後の年度の末日までとする。

### (登録費用)

第4条 e sカード作成費その他の費用は、次のとおりとする。

- (1) 登録時・・・500円
- (2) 更新時、再登録時又は再交付時・・・300円

### (利用者ID)

第5条 指定管理者は、登録者全員に異なる利用者IDを付するものとする。

2 登録者は、利用者IDを他人に知られないように管理するものとする。

### (パスワード)

第6条 指定管理者は、登録者から申請時に申告された4桁のパスワードを所定の方法により登録するものとする。

2 使用許可申請の際、入力されたパスワードと利用者IDとの一致を確認して予約・案内システムが使用された場合、パスワードに関して盗用その他の事由があっても、登録者が利用料金等の責任（支払いを含む。）を負うものとする。

### (施設規則の遵守)

第7条 登録者は、施設の使用にあたっては、当該施設に定められた関係規則等に従い、定められた目的以外には使用してはならない。

### (料金の支払い)

第8条 予約・案内システムによる利用料金の支払い方法は、利用日の翌月の22日（ただし、当日が金融機関休業日の場合は原則として翌営業日）に登録者指定の預金口座からの口座振替によるものとする。

2 前項に定める支払いについて口座振替できない場合には、1ヵ月後に再度口座振替を行うものとし、再度の口座振替ができない場合、予約・案内システムの利用を停止できるものとする。

(領収書等の発行)

第9条 前条の場合においては、振替済通知書の発行は行わない。

(e s カードの紛失等)

第10条 登録者はe s カードを紛失、破損、汚損等により使用できなくなった場合は、直ちに、規則第7条第1項に定めるところにより、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による届け出があったときは、規則第7条第2項に定めるところにより、当該届け出に係る登録を廃止する。

3 第1項に定める届出以前に他人がe s カードを使用した場合は、その利用料金等は登録者の負担とする。

(e s カードの再交付)

第11条 前条第1項の届け出をした者は、指定管理者の定めるところにより、第4条第2項で規定する費用を添えて、e s カードの再交付の申請をすることができる。

2 第1項の定めによる届出が提出された場合は、指定管理者は、e s カードの再交付を行うものとする。

(利用の一時停止)

第12条 指定管理者は、本要領に違反した場合又は予約・案内システム利用趣旨に反した利用を行った場合は、予約・案内システムの利用を一時停止することができるものとする。

(届出事項の変更)

第13条 登録者は、規則第4条第1項第1号から第4号までに規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、所定の様式により遅滞なく指定管理者に届け出なければならない。

2 前項に定める手続きがなされないために、指定管理者からのお知らせや通知などが延着した場合、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに登録者に到着したものとみなす。

(登録の廃止)

第14条 登録者が、予約・案内システムの登録の廃止を申し出るときは、e s カードを返還するとともに、規則第9条の規定により、指定管理者に届け出なければならない。

2 登録者は、既に使用許可を受けたものについては、利用料金等を支払うものとする。

3 指定管理者は、登録者が次の各号に該当するときは、直ちに当該登録を廃止するものとする。

(1) 第1項の規定による届け出があったとき

(2) 登録資格を欠いたとき

4 指定管理者は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録資格を廃止することができる。

(1) 虚偽の申請又はe s カードを不正に使用したとき

(2) 届出事項の変更を怠るなど、登録者の責めに帰すべき事由により通知、連絡が不能と指定管理者が判断したとき

(3) その他八尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が登録者として不適当と認めたとき

(e s カードの更新及び再登録)

第15条 登録者は有効期限後も継続して登録を受けようとするときは、当該有効期限の満了する日の2か月前から有効期限の満了する日までに、利用者登録更新申請書にe s カードを添えて、指定管理者に更新の申請をしなければならない。

2 有効期限満了後、3年経過していないものは、指定管理者の定めるところにより、再登録の申請をすることができる。

3 有効期限の満了する日までに、登録者が第4条に定める更新費用を納付しない場合は、有効期限の満了する日以降に、予約・案内システムを利用することができないものとする。ただし、第4条に定める再登録費用を納付し、前項の規定による再登録の申請を行った場合は、この限りではない。

4 第1項に定める更新者の有効期限は、更新の日から3年後の年度の末日までとし、第2項に定める再登録者の有効期限は、前の有効期間満了日から3年後の年度の末日までとする。

(予約・案内システムの一時的停止)

第16条 予約・案内システムの管理運営上、一定期間その利用を休止する場合がある。

2 教育委員会及び指定管理者は、前項の利用の休止について、事前に予約・案内システムその他の方法で周知するものとする。

(要領の変更・承認)

第17条 本要領の一部及び全部が改定された場合、当該要領は、次の各号いずれか早い時点において登録者に承認されたものとみなす。

(1) 本要領の改定の内容を通知した後、1ヶ月が経過したとき

(2) 本要領の改定の内容を通知した後、登録者が予約・案内システムを利用したとき

附 則

本要領は平成9年8月1日から実施する。

- 附 則  
本要領は平成11年11月1日から実施する。
- 附 則  
本要領は平成13年5月1日から実施する。
- 附 則  
本要領は平成14年12月1日から実施する。
- 附 則  
本要領は平成18年4月1日から実施する。
- 附 則  
本要領は平成23年4月1日から実施する。
- 附 則  
本要領は令和7年4月1日から実施する。